

平成29年6月12日

平成29年千葉市教育委員会会議第6回定例会

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第6回定例会議事日程

平成29年6月12日(月)  
午後4時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 会議録の承認
- 6 報告事項
  - (1) 平成30年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について  
..... 1  
[教育職員課]
- 7 議決事項
  - 議案第31号 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について  
..... 3  
[教育指導課]
  - 議案第32号 平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について  
..... 7  
[教育指導課]
- 8 臨時代理報告
  - 報告第4号 千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について  
..... 15  
[教育指導課]
- 9 議決事項
  - 議案第33号 平成29年度補正予算について  
..... 17  
[文化財課]
  - 議案第34号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
..... 21  
[教育職員課]
  - 議案第35号 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について  
..... 23  
[保健体育課]
  - 議案第36号 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について  
..... 27  
[生涯学習振興課]
  - 議案第37号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について  
【別添】  
[総務課]

10 その他

11 閉会

---

# 平成30年度公立学校教員採用候補者選考志願状況について

教育総務部教育職員課

H29.6.14現在

## 1 志願状況(受付期間:4月4日から5月10日)

### (1)内訳

	募集人員		志願者数		志願倍率	
	H30	(H29)	H30	(H29)	H30	(H29)
小学校	約 710名	(約 710名)	2,388	(2,333)	3.4	(3.3)
中学校 中・高共通	約 720名	(約 720名)	3,787	(3,970)	5.3	(5.5)
高等学校	※各教科,科目 とも若干名	各教科,科目 とも若干名	170	(128)	/	/
特別支援教育	約 170名	(約 170名)	524	(552)	3.1	(3.2)
養護教諭	(一般選考)	約 40名	330	(321)	8.3	(8.0)
	(特別選考)	若干名	14	(21)	/	/
合計	約1,660名	(約1,660名)	7,213	(7,325)	4.3	(4.4)

※農業(園芸・食品製造・土木造園・畜産) 工業(機械・電気・建設・工業化学)情報 書道 商業 福祉 水産 看護

### (2)会場別志願状況

	千葉会場	県外会場				全体合計
		盛岡会場	秋田会場	札幌会場	金沢会場	
H28	6,971	278	107	65	7,421	
H29	6,844	307	103	71	7,325	
H30	6,721	325	67	31	7,213	

(3)身体障害者を対象とした特別選考の志願者数 8名(昨年度15名)

## 2 今後の日程

### (1) 第1次選考

- ①選考期日 平成29年7月9日(日)
- ②試験会場 県内8会場及び県外4会場(盛岡・秋田・札幌・金沢)
- ③合格発表 7月下旬から8月上旬を予定

### (2) 第2次選考

- ①選考期日 平成29年8月18日(金)・19日(土)・20日(日) 小学校以外の志願者が対象  
平成29年8月25日(金)・26日(土)・27日(日) 小学校の志願者が対象  
※特別臨時的任用講師特例については、校種を問わず8月25日(金)
- ②試験会場 県内6会場(第1次合格者に別途通知)

### (3) 最終合格発表

10月中旬を予定



### 議案第31号

平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野 和美

記

#### 1 募集定員

千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年  
80名（男子40名、女子40名）

#### 2 入学検査料

銀行窓口にて専用納付書により2,200円を納入し、納付済証明書を入学者願書に貼付する。

#### 3 入学検査

##### (1) 提出書類及び提出期間等

###### ア 提出書類

入学願書、志願理由書、小学校等の校長が作成した報告書等

###### イ 提出期間

平成29年12月11日（月）及び12日（火）

##### (2) 検査の期日

平成30年1月27日（土）

##### (3) 検査の内容

検査は、適性検査及び面接を実施する。

ただし、適性検査は、作文、筆答検査、実技等から適切に組み合わせたもので、将来の進路に対する目的意識や6年間の中高一貫教育を受けるための能力、適性、意欲を確認するものとする。

##### (4) 選抜方法

小学校等の校長から送付された報告書等、面接及び適性検査の結果を資料とし、志願者の能力、適性、意欲等を総合的に判定して、入学者の選抜を行うものとする。

(5) 選抜結果の発表

平成30年2月2日(金)

4 入学確約書の提出

平成30年2月6日(火)正午まで

5 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定める。

~~~~~

## 議 案 説 明

平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものがあります。





## 議案第32号

平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、次のとおり定めるものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野 和美

### 記

#### 1 生徒定員

千葉市立千葉高等学校全日制第1学年

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 280名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

#### 2 募集定員

千葉市立千葉高等学校全日制第1学年

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉市立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 200名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

#### 3 入学検査料

銀行窓口にて専用納付書により2,200円を納入し、納付済証明書を入学者願書に貼付する。

#### 4 前期選抜

千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校の募集定員の一部について、各高等学校が定めた「期待する生徒像」に基づき、学力検査の成績、各高等学校が定めた検査の結果及び書類の審査等により入学者の選抜を行う。

##### (1) 選抜枠

前期選抜枠については、各高等学校において次に示す範囲から定める。

普通科 募集定員の30%以上60%以内  
理数科 募集定員の50%以上100%以内  
国際教養科 募集定員の50%以上100%以内

(2) 出願書類及び提出期間等

ア 出願書類

入学願書等

イ 提出期間

平成30年2月2日(金)及び5日(月)

(3) 検査の期日

平成30年2月13日(火)及び14日(水)

(4) 検査の内容

第1日 学力検査(国語、数学、英語、理科、社会)

第2日 各高等学校において、面接、集団討論、自己表現、  
作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査  
及びその他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査  
を実施する。

各高等学校において、実施する検査の内容は別に定  
める。

(5) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力  
検査の成績及び各高等学校において実施した検査の結果を資  
料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総  
合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(6) 選抜結果の発表及び通知

平成30年2月20日(火)に発表し、本人に通知する。

(7) 入学確約書の提出

入学許可候補者に内定した者は、入学確約書を平成30年  
2月22日(木)正午までに提出する。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

平成30年3月7日(水) 午前9時

5 海外帰国生徒の特別入学者選抜

千葉市立稲毛高等学校普通科及び国際教養科の「4 前期選  
抜」の(1)の選抜枠の一部について、特別に入学者の選抜を

行う。

(1) 志願要件

ア 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内の者

イ 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内の者

(2) 出願書類及び提出期間等

ア 出願書類

入学願書、海外在住状況説明書等

イ 提出期間

「4 前期選抜」の(2)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

平成30年2月13日(火)及び14日(水)

(4) 検査の内容

海外帰国生徒の特別入学者選抜を実施する高等学校において別に定める検査

(5) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、海外在住状況説明書等の書類の審査及び高等学校において実施した検査の結果を資料とし、千葉市立稲毛高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(6) 選抜結果の発表及び通知

「4 前期選抜」の(6)に定めるところによる。

(7) 入学確約書の提出

「4 前期選抜」の(7)に定めるところによる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

「4 前期選抜」の(8)に定めるところによる。

6 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

各高等学校の「4 前期選抜」の(1)の選抜枠の一部について、

特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内（普通科は千葉市内）に居住しているか又は居住予定のある者のうち帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者をいう。

(2) 出願書類及び提出期間等

ア 出願書類

入学願書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

イ 提出期間

「4 前期選抜」の(2)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

平成30年2月14日(水)

(4) 検査の内容

面接及び作文

(5) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(6) 選抜結果の発表及び通知

「4 前期選抜」の(6)に定めるところによる。

(7) 入学確約書の提出

「4 前期選抜」の(7)に定めるところによる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

「4 前期選抜」の(8)に定めるところによる。

7 後期選抜

(1) 募集人員

募集定員から「4 前期選抜」、「5 海外帰国生徒の特別入学者選抜」及び「6 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」により入学許可候補者に内定した者のうち入学確約書を提出した者の数を減じた人数を募集人員とする。

(2) 出願書類及び提出期間等

ア 出願書類  
入学願書等

イ 提出期間  
平成30年2月23日(金)

(3) 志願又は希望の変更

ア 「7 後期選抜」に出願した者は、1回に限り、志願する高等学校、志願した高等学校の希望する課程、学科の変更をすることができる。

イ 受付期間  
平成30年2月26日(月)及び27日(火)

(4) 入学願書等の提出期間の特例

ア 入学願書等の提出及び志願の変更の期間について次の(ア)、(イ)に該当する者に対し特例を認める。

(ア) 「7 後期選抜」の(2)イに定める入学願書等の提出期間を過ぎてからの保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず千葉県公立高等学校を新たに志願しようとする者

(イ) 千葉県公立高等学校に出願している者で、「7 後期選抜」の(3)イに定める志願又は希望の変更受付期間内の保護者の転勤等に伴う転居により、高等学校入学後の通学に支障があるためやむを得ず志願の変更をしようとする者

イ 受付期間  
平成30年2月26日(月)及び27日(火)

(5) 検査の期日  
平成30年3月1日(木)

(6) 検査の内容  
ア 学力検査(国語、数学、英語、理科、社会)  
イ 面接等各高等学校が必要に応じて実施する検査

(7) 選抜方法  
中学校の校長から送付された調査書、学力検査の成績及び面接等各高等学校が必要に応じて実施した検査の結果等を

資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

「4 前期選抜」の(8)に定めるところによる。

8 その他

上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成30年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定める。

議 案 説 明

平成30年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の方法等を定めることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものであります。





報告第4号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について  
千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正について、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野 和美

千葉市教育委員会規則第6号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則  
千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、教育総務部長、企画課長、学事課長」を「、学校教育部長、教育指導課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

## 報 告 説 明

千葉県育英資金支給条例施行規則の一部改正について、千葉県教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第33号

平成29年度補正予算について

平成29年度補正予算を定めることについて、次のとおり市長に申し出るものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

## 平成29年度6月補正予算について (加曽利貝塚の特別史跡推進)

### 1 経緯

平成29年度当初予算の示達後、平成29年1月31日に文化庁へ特別史跡指定の意見具申書を提出し、平成29年6月に特別史跡指定の答申が出る見通しがたった。特別史跡の指定は17年振りであり、答申直後には大々的な報道によって加曽利貝塚への注目が集まり、来場者の急増が見込まれる。

そのため、急増した来場者に対し、最低限の環境整備を行うとともに、特別史跡指定の話題性を効果的に活用した集客事業とPR活動を実施する必要性が生じたため。

### 2 補正予算額

補正前	補正後	補正見積額
94,241千円	129,741千円	35,500千円

### 3 補正予算の内容

#### (1) 環境整備

(単位:千円)

事業名	事業内容	見積額
トイレの洋式化・多機能化	・史跡内既設トイレの洋式化。(2か所、13基) ・障害者用トイレにおむつ交換、オストメイト機能を追加。(1か所)	5,000
授乳・休憩ルーム設置	公園入口にプレハブを設置し、来場者の授乳・休憩に提供 4坪(13.2㎡)・エアコン付	500
小計		5,500

#### (2) イベント拡充

事業名	事業内容	見積額
指定記念イベント	10月に予定されている指定決定(官報告示)を受け記念イベントを開催する。 【開催予定日】11月3日～5日 【内容】記念式典、物販、縄文コンサート	2,500
イベント拡充	【拡充内容】 9月以降毎週末、祝日に開催 【実施を予定しているイベント】 ・夏休み発掘体験 【拡充】13日間開催 発掘疑似体験。 ・土器ドキ発掘体験 【拡充】週1日開催 発掘疑似体験。 ・縄文いろいろ遊び体験 【新規】週2日開催 土偶型抜き等。 ・縄文のひと体験 【新規】週2日開催 縄文服を着用した記念撮影等。	7,000
小計		9,500

#### (3) 広告・PR

事業名	事業内容	見積額
公共交通機関での広告・PR	・公共交通車両へのラッピング ・車内広告 ・駅舎広告	8,500
モノレールでの広告・PR	・車内広告、千葉駅他の駅舎広告 ・桜木駅舎内の演出 ・千葉駅他の支柱に巻き広告掲示	7,000
広告デザイン・製作		5,000
小計		20,500
合計		35,500

~~~~~

## 議 案 説 明

平成29年度補正予算について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第34号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31  
年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第17項の規定中「平成27年7月1日から平成29年6月1  
3日まで」を「平成29年8月1日から平成30年3月31日まで」に  
改める。

附則第21項の規定中「平成27年4月1日から平成29年6月13  
日まで」を「平成29年8月1日から平成30年3月31日まで」に改  
める。

附則第27項の規定中「平成29年6月13日」を「平成30年3月  
31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。



~~~~~

## 議 案 説 明

厳しい財政状況を踏まえ、教育長の給与の減額措置を行うため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第35号

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定  
について

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野 和美

千葉市教育委員会訓令(甲)第 号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する学校(高等学校を除く。第3条において同じ。)において、学校給食法(昭和29年法律第160号。次条において「法」という。)第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。)第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項の学校給食及び特別支援学校給食法第2条の学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項の学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒につい

てはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。) その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、本市が設置する学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日(次条及び第7条において「納付期限」という。)までに納付しなければならない。

(督促)

第6条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第7条 学校給食費負担者は、納付期限後に学校給食費を納付する場合には、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金額の計算については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉市条例第34号)第2条及び附則第3項の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「税外収入金の納付義務者(以下「納付義務者」という。)」とあるのは「学校給食費負担者」と、「税外収入金」とあるのは「学校給食費」と、「延滞金額」とあるのは「遅延損害金額」と、同条第3項、第4項及び附則第3項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところ

ろにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、千葉市教育委員会組織規則第8条6号の規定により議決を求めるものであります。

議案第36号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

平成29年6月12日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定の手續等）

第14条 委員会は、公民館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（管理の基準）

第15条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則又は教育委員会規則その他委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならない。

第7条ただし書中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

第7条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用時間)

第12条 公民館の使用時間（以下この条において「使用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。
- 3 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

第6条を第10条とする。

第5条の2中「教育委員会」を「指定管理者」に、「前条第4号」を「第7条第4号」に、「聴く」を「聴くよう委員会に求める」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

- 2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第5条の見出し中「制限」を「不許可」に改め、同条中「次の」を「指定管理者は、次の」に、「公民館の使用を許可しない」を「前条第1項の許可をしないものとする」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

第4条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に、「その使用を許可した」を「前項の許可をした」に改め、同条第3項中「教育委員会は、前2項の使用」を「指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、第1項」に、「付す」を「付する」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公民館の事業の実施に関する業務
- (2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) 公民館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める業務

附則第3項を削る。

別表第1千葉市犢橋公民館の項中「千葉市花見川区犢橋町162番地の1」を「千葉市花見川区犢橋町162番地1」に改め、同表千葉市松ヶ丘公民館の項中「千葉市中央区松ヶ丘町257番地の2」を「千葉市中央区松ヶ丘町257番地2」に改め、同表千葉市更科公民館の項中「千葉市若葉区更科町2254番地の1」を「千葉市若葉区更科町2254番地1」に改め、同表千葉市生浜公民館の項中「千葉市中央区生実町67番地の1」を「千葉市中央区生実町67番地1」に改め、同表千葉市椎名公民館の項中「千葉市緑区富岡町290番地の1」を「千葉市緑区富岡町290番地1」に改め、同表千葉市土気公民館の項中



「千葉市緑区土気町1631番地の7」を「千葉市緑区土気町1631番地7」に改め、同表千葉市川戸公民館の項中「千葉市中央区川戸町403番地の1」を「千葉市中央区川戸町403番地1」に改め、同表千葉市花見川公民館の項中「千葉市花見川区柏井町1590番地の8」を「千葉市花見川区柏井町1590番地8」に改め、同表千葉市加曾利公民館の項中「千葉市若葉区加曾利町892番地の6」を「千葉市若葉区加曾利町892番地6」に改め、同表千葉市星久喜公民館の項中「千葉市中央区星久喜町615番地の7」を「千葉市中央区星久喜町615番地7」に改め、同表千葉市大宮公民館の項中「千葉市若葉区大宮町3,221番地の2」を「千葉市若葉区大宮町3221番地2」に改め、同表千葉市さつきが丘公民館の項中「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地の4」を「千葉市花見川区さつきが丘1丁目32番地4」に改め、同表千葉市こてはし台公民館の項中「千葉市花見川区横戸町861番地の4」を「千葉市花見川区横戸町861番地4」に改め、同表千葉市草野公民館の項中「千葉市稲毛区園生町384番地の93」を「千葉市稲毛区園生町384番地93」に改め、同表千葉市長作公民館の項中「千葉市花見川区長作町1,722番地の1」を「千葉市花見川区長作町1722番地1」に改め、同表千葉市若松公民館の項中「千葉市若葉区若松町2,117番地の2」を「千葉市若葉区若松町2117番地2」に改め、同表千葉市山王公民館の項中「千葉市稲毛区六方町55番地の29」を「千葉市稲毛区六方町55番地29」に改め、同表千葉市緑が丘公民館の項中「千葉市稲毛区宮野木町1,807番地の3」を「千葉市稲毛区宮野木町1807番地3」に改め、同表千葉市越智公民館の項中「千葉市緑区越智町822番地の7」を「千葉市緑区越智町822番地7」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第13条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第14条に係る部分に限る。）及び別表第1の改正規定は公布の日から、附則第3項を削る改正規定は平成29年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に千葉市教育委員会がしたこの条例による改正前の第4条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の第4条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第6条第1項の許可とみなす。

~~~~~

## 議 案 説 明

公民館の管理を指定管理者に行わせるとともに、休止中の櫛橋公民館の供用を再開するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、議決を求めるものであります。

平成 29 年 6 月 12 日

平成 29 年千葉市教育委員会会議第 6 回定例会

[参考資料]

議案第 3 1 号 関 係 .....	1
議案第 3 2 号 関 係 .....	3
報 告 第 4 号 関 係 .....	5
議案第 3 4 号 関 係 .....	7
議案第 3 5 号 関 係 .....	1 1
議案第 3 6 号 関 係 .....	1 3

平成29年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者選抜の状況について

学校教育部教育指導課

1 検査内容

	検査等	どのような力をみるのか
(1)	適性検査Ⅰ (45分)	思考力や判断力、課題発見や問題解決の力をみる。
(2)	適性検査Ⅱ (45分)	テーマに基づいて自分の考えや意見を文章にまとめる力をみる。
(3)	面接	将来の進路に対する目的意識、学ぼうとする意欲、聞く力・話す力等をみる。

2 選抜方法

小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査、適性検査の結果、面接の結果を資料とし、志願者の適性、意欲等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

3 志願状況 (平成29年度入学者選抜)

	募集定員	志願者数	志願倍率	入学者数
男	40	316	7.9	40
女	40	362	9.1	40
計	80	678	8.5	80

4 口頭開示の状況

報告書	230件
得点	239件



平成29年度千葉市立高等学校入学者選抜の状況について

学校教育部教育指導課

1 前期選抜

	千葉高校		稲毛高校	
選 抜 枠	普通科	60%	普通科	60%
	理数科	60%	国際教養科	75%
選抜方法	学力検査（国・数・英・理・社）各50分			
	小論文		面接	

	千葉高校		稲毛高校	
志願倍率	普通科	2.85倍	普通科	2.26倍
	理数科	2.67倍	国際教養科	2.30倍

(全日制の県平均 1.75倍)

2 海外帰国生徒の特別入学者選抜（稲毛高校のみ）

	稲毛高校
選 抜 枠	前期選抜の選抜枠に含める
選抜方法	学力検査・面接

【志願者】

普通科	0名(0名)
国際教養科	0名(0名)

※ ( ) は合格者

3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（全公立高校出願可能）

	千葉高校・稲毛高校
選 抜 枠	前期選抜の選抜枠に含める
選抜方法	面接及び作文

※両校ともに志願者なし

4 後期選抜

	千葉高校	稲毛高校
選抜方法	学力検査（国・数・英・理・社）各40分	
必要に応じた検査	無	無
傾斜配点	数・理を1.5倍（理数科）	英を1.5倍（国際教養科）

	千葉高校		稲毛高校	
志願倍率	普通科	2.03倍	普通科	2.06倍
	理数科	2.80倍	国際教養科	2.50倍

（全日制の県平均 1.44倍）

5 2次募集

	千葉高校	稲毛高校
第2次募集の検査	面接及び作文	面接及び作文

\* 2次募集は、両校とも実施せず。

6 口頭開示の状況

	千葉高校		稲毛高校		
	前期	後期		前期	後期
調査書	251件	74件	調査書	188件	71件
得点	301件	146件	得点	206件	118件



新旧対照表

(千葉市育英資金支給条例施行規則の一部改正)

改正前	改正後
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 育英資金の支給を受ける者の決定にあたり、事前に審査を行うため、審査委員会を置く。</p> <p>2 審査委員会の委員は、<u>教育長、教育次長、教育総務部長、企画課長、学事課長</u>及び千葉市立高等学校長をもって充てる。</p> <p>第7条～第12条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 育英資金の支給を受ける者の決定にあたり、事前に審査を行うため、審査委員会を置く。</p> <p>2 審査委員会の委員は、<u>教育長、教育次長、学校教育部長、教育指導課長</u>及び千葉市立高等学校長をもって充てる。</p> <p>第7条～第12条 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について(議案第34号)

教育総務部教育職員課

1 趣旨

厳しい財政状況を踏まえ、教育長の給与の減額措置をこれまでと同様に実施する。

2 主な内容

平成29年6月13日までとされている教育長の給与の減額措置を平成29年8月1日から平成30年3月31日まで実施する。

※ 減額措置の内容

	減額率		
	給 料	期末手当	退職手当
教育長	10%	15%	5%

※減額率は同率

【参考】市長等の減額措置

	減額率		
	給 料	期末手当	退職手当
市長	20%	50%	50%
副市長	10%	30%	10%
常勤の監査委員	10%	15%	5%
病院事業管理者	10%	15%	5%

※減額率は同率

3 施行期日

平成29年8月1日

(参考) 影響額 △924千円

新旧対照表（特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～16（略）</p> <p>（教育長の給料の額の特例措置）</p> <p>17 <u>教育長に対して平成27年7月1日から平成29年6月13日までの</u>間において支給する給料の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>18～20（略）</p> <p>（教育長の期末手当の額の特例措置）</p> <p>21 <u>平成27年4月1日から平成29年6月13日までの</u>間の基準日に在職する教育長に対して支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることと</p>	<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～16（略）</p> <p>（教育長の給料の額の特例措置）</p> <p>17 <u>教育長に対して平成29年8月1日から平成30年3月31日までの</u>間において支給する給料の額は、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>18～20（略）</p> <p>（教育長の期末手当の額の特例措置）</p> <p>21 <u>平成29年8月1日から平成30年3月31日までの</u>間の基準日に在職する教育長に対して支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることと</p>

なる額から、当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

22～26（略）

（教育長の退職手当の額の特例措置）

27 平成29年6月13日までに退職をした教育長であった者に係る退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

以下（略）

なる額から、当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

22～26（略）

（教育長の退職手当の額の特例措置）

27 平成30年3月31日までに退職をした教育長であった者に係る退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

以下（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。



(学校教育部 保健体育課)

## 【議案第 35 号】 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定 について

### 1 制定の趣旨

市が設置する学校において実施する学校給食及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を制定しようとするもの。

### 2 条例の概要

学校給食費の管理について、現在は、小・養護・第二養護学校は、学校長が歳入歳出を管理する「私会計」、中学校・高等特別支援学校は学校長が保護者から徴収し、市の歳入に納入する「一部公会計」であるが、平成30年度から、高等学校を除く全ての市立学校において、市が学校給食費を徴収・管理する「完全公会計」への移行を予定している。

本条例は、学校給食を市の責任で実施すること、保護者等が食材料費相当額として、学校給食費を支払う旨を記載することで、市の責任及び保護者等の給食費負担義務を明確にするために制定するものです。主な内容は次のとおり。

#### (1) 学校給食の実施

市が設置する学校のうち高等学校を除く学校において、学校給食を実施すること。

#### (2) 学校給食費の徴収及び学校給食費の額

市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等から学校給食費を徴収すること。また、給食費の額は規則で定めること。

#### (3) 学校給食費の納付

保護者等は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならないこと。

#### (4) 学校給食費の遅延損害金

保護者等は、納期限後に納付額を納付する場合には、当該納付額に、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならないこと。

#### (5) 学校給食費の減免

災害等の特別な理由があるときには、学校給食費を減額、又は免除することができること。

### 3 条例の施行期日

平成30年4月1日

### 4 参考

#### (1) 政令指定都市等の状況（公会計化の実施時に条例を定めている政令市・近隣市）

ア 政令指定都市

福岡市 (H21)、横浜市 (H24)、大阪市 (H26)

イ 県内市  
船橋市 (H27)



**【議案第36号】千葉市公民館設置管理条例の一部改正について**

**1 改正の趣旨**

公民館の管理について、非公募で地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるとともに、犢橋公民館について、改築に伴い平成28年4月より休止している同施設が完成し、供用を再開するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

**2 改正内容**

(1) 指定管理者制度について

平成30年4月1日から、全公民館に指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者を非公募で指定するため、所要の改正を行う。

(2) 犢橋公民館について

平成29年10月1日から、犢橋公民館の供用を再開するため、附則第3項を削る。

**3 改正理由**

(1) 指定管理者制度について

ア 導入について

生涯学習ニーズの多様化、従来型地域コミュニティの希薄化など、社会情勢の変化への的確な対応に向け、生涯学習センターとの連携の推進や職員の継続性・専門性の向上などに資する、市民サービスの向上に有効な手法であるため。

イ 非公募について

本施設の管理運営にあたっては、公平性、安定性等が強く求められるとともに、教育の専門性を有し、生涯学習センター等の管理運営が良好で、市民に多様で専門的な講座を実施可能な公益財団法人千葉市教育振興財団が管理運営を行う必要性があるため。

(2) 犢橋公民館について

地元からの要望を受けて、発注業務や開館準備作業を早めたことや、工事が順調に進捗したことから、平成29年10月から供用を再開することが可能となったため。

**4 施行期日**

(1) 指定管理者制度について

平成30年4月1日

ただし、指定管理者の指定の手續等に係る部分は公布の日

(2) 犢橋公民館について

平成29年10月1日

## 5 参考

### (1) 指定管理者制度について

#### ア 千葉市公民館の概要

- ① 設置数 47館
- ② 開館時間 午前9時から午後9時まで
- ③ 休館日 年末年始、その他管理運営上必要と認めた日
- ④ 年間利用人数 延べ 1,106,305人(平成28年度)

#### イ 政令市の状況(社会教育法上の公民館を設置している市 12市)

- ① 指定管理者制度導入 3市 札幌市、仙台市、広島市 ※いずれも非公募
- ② 直営 9市 さいたま市、新潟市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市、千葉市

#### ウ 公民館利用者等への説明状況(平成28年6月30日から平成29年6月11日まで)

- ① 説明対象者 公民館運営審議会、公民館運営懇談会、公民館利用者、市民
- ② 実施回数 110回(実施予定も含む)
- ③ 出席者数 2,204人(6月2日現在)

### (2) 犢橋公民館について

#### ア 改築の概要

新施設は、犢橋市民センターとの複合施設として整備

- ① 所在地 千葉市花見川区犢橋町162番地1
- ② 施設構造 鉄骨造2階建て
- ③ 施設規模 敷地面積 約1,247㎡  
延床面積 約677㎡(公民館約550㎡、市民センター約100㎡)
- ④ 諸室構成 講堂、講習室、和室、会議室、授乳室、給湯室、事務室、倉庫等
- ⑤ 附帯設備 エレベーター、多機能トイレ
- ⑥ 駐車場等 21台(身体障害者用2台含む)、駐輪場

<参考> 改築前施設 昭和45年築 木造2階建て

#### イ スケジュール

- 平成28年度 4月 休館(4月1日から)
- 8月 解体工事完了
- 2月 建設工事着手
- 平成29年度(予定)
- 8月末 建物完成
- 9月 再開館準備
- 10月 供用再開

新旧対照表（千葉市公民館設置管理条例の一部改正）

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、公民館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 公民館の所管区域は、別に教育委員会規則で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館を使用しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならない。ただし、<u>教育委員会が社会教育振興上必要と認めてその使用を許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3. <u>教育委員会は、前2項の使用</u>  <u>の許可に条件を付す</u> こ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、公民館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 公民館の所管区域は、別に教育委員会規則で定める。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第4条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</u></p> <p><u>(業務の範囲)</u></p> <p><u>第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公民館の事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 次条第1項に規定する使用の許可及び第8条の規定による使用の制限等に関する業務</u></p> <p><u>(3) 公民館の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める業務</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 公民館を使用しようとする者は、<u>指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 公民館を使用しようとする者は、公民館の所管区域内の住民でなければならない。ただし、<u>指定管理者が社会教育振興上必要と認めて前項の許可をした</u> 場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>指定管理者は、公民館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付するこ</u></p>

とができる。

(使用の制限)

**第5条** 次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(新設)

(意見の聴取)

**第5条の2** 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(新設)

(使用料)

とができる。

(使用の不許可)

**第7条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認めるとき。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

**第8条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を制限し、若しくは停止し、第6条第1項の許可を取り消し、又は公民館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第6条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) 公民館の管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

**第9条** 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

**2** 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料)

**第6条** 公民館の使用料は、無料とする。ただし、本市住民以外の者が使用する場合は、別表第2のとおりとする。

(休館日)

**第7条** 公民館の休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）とする。ただし、教育委員会が管理運営上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(新設)

(新設)

(職員)

**第8条** 法第27条第1項の規定により置かれる館長のほか、公民館に所要の職員を置く。

(新設)

(新設)

**第10条** 公民館の使用料は、無料とする。ただし、本市住民以外の者が使用する場合は、別表第2のとおりとする。

(休館日)

**第11条** 公民館の休館日は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）とする。ただし、委員会が管理運営上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、前項に規定する休館日に開館することができる。

(使用時間)

**第12条** 公民館の使用時間（以下この条において「使用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

3 指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て、使用時間以外の時間に開館することができる。

(職員)

**第13条** 法第27条第1項の規定により置かれる館長のほか、公民館に所要の職員を置く。

(指定管理者の指定の手續等)

**第14条** 委員会は、公民館の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(管理の基準)

**第15条** 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則又は教育委員会規則その他委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなけれ

(公民館運営審議会)

第9条 法第29条第1項の規定に基づき、別表第3に掲げる公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、それぞれの区に所在する公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。
- 3 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 4 法第30条第1項の規定による委員の委嘱は、次に掲げる者のうちから行うものとする。
  - (1) 学校教育の関係者
  - (2) 社会教育の関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (4) 学識経験のある者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 千葉市地区公民館設置管理条例（昭和29年千葉市条例第17号）は、廃止する。
- 3 当分の間、千葉市犢橋公民館は、休止する。

別表第1

名称	位置
(略)	
千葉市犢橋公民館	千葉市花見川区犢橋町162番地の1
(略)	
千葉市松ヶ丘公民館	千葉市中央区松ヶ丘町257番地の2
(略)	
千葉市更科公民館	千葉市若葉区更科町2254番地の1
(略)	
千葉市生浜公民館	千葉市中央区生実町67番地の1
(略)	

ばならない。

(公民館運営審議会)

第16条 法第29条第1項の規定に基づき、別表第3に掲げる公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、それぞれの区に所在する公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する。
- 3 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 4 法第30条第1項の規定による委員の委嘱は、次に掲げる者のうちから行うものとする。
  - (1) 学校教育の関係者
  - (2) 社会教育の関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (4) 学識経験のある者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 千葉市地区公民館設置管理条例（昭和29年千葉市条例第17号）は、廃止する。

(削る。)

別表第1

名称	位置
(略)	
千葉市犢橋公民館	千葉市花見川区犢橋町162番地1
(略)	
千葉市松ヶ丘公民館	千葉市中央区松ヶ丘町257番地2
(略)	
千葉市更科公民館	千葉市若葉区更科町2254番地1
(略)	
千葉市生浜公民館	千葉市中央区生実町67番地1
(略)	

千葉市椎名公民館	千葉市緑区富岡町 2 90番地 <u>の</u> 1
千葉市土気公民館	千葉市緑区土気町 1 631番地 <u>の</u> 7
(略)	
千葉市川戸公民館	千葉市中央区川戸町 403番地 <u>の</u> 1
千葉市花見川公民館	千葉市花見川区柏井 町1590番地 <u>の</u> 8
千葉市加曾利公民館	千葉市若葉区加曾利 町892番地 <u>の</u> 6
千葉市星久喜公民館	千葉市中央区星久喜 町615番地 <u>の</u> 7
千葉市大宮公民館	千葉市若葉区大宮町 3, 221番地 <u>の</u> 2
(略)	
千葉市さつきが丘公 民館	千葉市花見川区さつ きが丘1丁目32番 地 <u>の</u> 4
千葉市こてはし台公 民館	千葉市花見川区横戸 町861番地 <u>の</u> 4
千葉市草野公民館	千葉市稲毛区園生町 384番地 <u>の</u> 93
(略)	
千葉市長作公民館	千葉市花見川区長作 町1, 722番地 <u>の</u> 1
千葉市若松公民館	千葉市若葉区若松町 2, 117番地 <u>の</u> 2
(略)	
千葉市山王公民館	千葉市稲毛区六方町 55番地 <u>の</u> 29
(略)	
千葉市緑が丘公民館	千葉市稲毛区宮野木 町1, 807番地 <u>の</u> 3
(略)	
千葉市越智公民館	千葉市緑区越智町 8 22番地 <u>の</u> 7
(略)	

以下 (略)

千葉市椎名公民館	千葉市緑区富岡町 2 90番地 1
千葉市土気公民館	千葉市緑区土気町 1 631番地 7
(略)	
千葉市川戸公民館	千葉市中央区川戸町 403番地 1
千葉市花見川公民館	千葉市花見川区柏井 町1590番地 8
千葉市加曾利公民館	千葉市若葉区加曾利 町892番地 6
千葉市星久喜公民館	千葉市中央区星久喜 町615番地 7
千葉市大宮公民館	千葉市若葉区大宮町 3221番地 2
(略)	
千葉市さつきが丘公 民館	千葉市花見川区さつ きが丘1丁目32番 地 4
千葉市こてはし台公 民館	千葉市花見川区横戸 町861番地 4
千葉市草野公民館	千葉市稲毛区園生町 384番地 93
(略)	
千葉市長作公民館	千葉市花見川区長作 町1722番地 1
千葉市若松公民館	千葉市若葉区若松町 2117番地 2
(略)	
千葉市山王公民館	千葉市稲毛区六方町 55番地 29
(略)	
千葉市緑が丘公民館	千葉市稲毛区宮野木 町1807番地 3
(略)	
千葉市越智公民館	千葉市緑区越智町 8 22番地 7
(略)	

以下 (略)

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第13条とし、同条の次に2条を加える改正規定(第14条に係る部分に限る。)及び別表第1の改正規定は公布の日から、附則第3項を削る改正規定は平成29年10月1日から施

行する。

- 2 この条例の施行の日前に千葉市教育委員会がしたこの条例による改正前の第4条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の第4条に規定する指定管理者がした改正後の第6条第1項の許可とみなす。



## 1 公民館の現状と今後の方向性

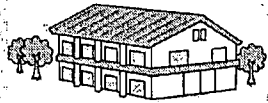
### (1) 第5次生涯学習推進計画の計画目標

市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める。

### (2) 公民館が抱える課題

#### 【公民館を取り巻く社会情勢】

- 時代の変遷による生涯学習ニーズの多様化
- 民間の文化教養施設の増加
- 従来型地域コミュニティの希薄化



#### 【公民館が抱える課題】

- 利用者数、講座数、図書貸出冊数の減少
- 職員の異動による継続性・専門性の確保の難しさ
- 施設の老朽化の進行・快適な施設環境の整備

### (3) 公民館の目指す方向性

#### 【短期的な方向性】

社会教育施設としての機能強化  
⇒主催講座の質的・量的な充実

地域の多世代交流拠点としての場の提供

- ・地域づくりを担う人材の育成
- ・学習成果の地域への還元

#### 【中長期的な方向性】

地域住民の主体的な参画へ

効果的・効率的な管理運営手法（指定管理者制度）の導入により実現  
※指定管理者は非公募で公益財団法人千葉市教育振興財団を指定

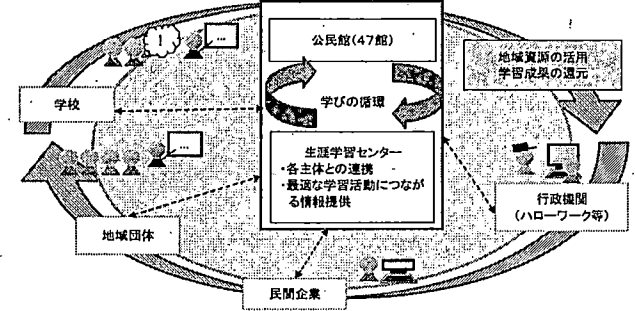
- 生涯学習センターとの連携の推進
- 職員の継続性・専門性の向上
- 柔軟な職員配置による管理運営費の再配分

## 2 指定管理者制度導入のメリット

### (1) 生涯学習センターとの連携の推進

公民館と生涯学習センターの運営管理者が同一となり、より連携を深めることで、教育振興財団の有する人材・ノウハウ等の共有が可能となる。

そのなかで、公民館と生涯学習センターのなかで相互に学習成果を還元できるようにするとともに、多様な主体と連携した事業の一部を公民館において実施するなど、公民館において多様な学習機会を提供する。



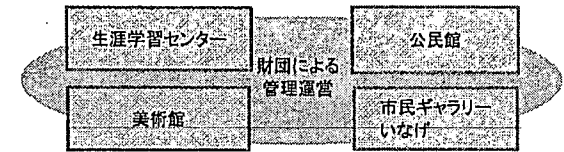
### (2) 職員の継続性・専門性の向上

#### ① 継続性の向上

全ての職員が継続して教育分野に携わることで、経験やノウハウが蓄積される。

#### ② 専門性の向上

教育振興財団において、社会教育主事等の資格取得や研修受講が積極的に行われることにより、各公民館へ段階的に社会教育主事が配置される。



### (3) 柔軟な職員配置による管理運営費の再配分(想定)

#### ① 指定管理者制度導入後の職員配置

	市直営(現状)	指定管理後
中核公民館	館長	1人(週5)
	副館長	1人(週5)
	主事	1人(週5)
	社会教育指導員	1人(週3)
	非常勤職員	2人(週3・週4)
合計	6人	6人
地区公民館	館長	1人(週5)
	主事	1人(週5)
	非常勤職員	1人(週3)
	合計	3人
図書室	主事	1人(週5)
	非常勤職員	4人(週3・5)
	合計	5人

※社会教育主事は、原則主事レベルの配置を想定

#### ② 管理運営費の再配分

##### 【管理運営費の再配分】

○比較的柔軟な雇用体系で職員配置を行うことができる教育振興財団が管理を行うことにより、運営費全体における報償費・修繕費の比率を高めていく。

##### 【管理運営費の再配分による効果】

- 現代的課題、郷土の歴史等の市民意識、ボランティアの育成等に関するものなど、全体で300講座程度を拡充する。
- 消防設備等法定点検に加え、畳や障子、トイレ修理等、最低限の修繕料は確保するとともに、学習の場として必要な施設環境を確保する。  
※建替・改築については、従前どおり市が責任を持って行う。
- 公民館図書室の蔵書を増やす。

教育委員会会議第6回定例会座席表

6月12日

